

浸水想定区域の指定

浸水想定区域の指定

—平成13年水防法の改正により規定—

- ・国または都道府県が指定する「洪水予報河川」において
- ・河川整備の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定
- ・浸水想定区域及び想定される水深を公表し、関係市町村に通知

石狩川は昭和30年9月、
豊平川は平成4年3月に
洪水予報河川に指定

1/150確率の降雨により
氾濫した場合に
浸水が想定される区域を
平成14年7月に公表



札幌市が洪水ハザード
マップを作成・配布

水害を防ぐために必要な組織や計画について定められている水防法という法律に則り、国土交通大臣及び都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずる恐れのある河川を洪水予報河川として指定します。

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村の長へ通知します。市町村長は、この通知を受けて地域防災計画において浸水想定区域における避難情報の伝達方法や避難場所などを定め、洪水ハザードマップを作成し市民に周知させるよう務めることとなっています。

石狩川や豊平川は洪水予報河川に指定されており、治水計画の基本としている150年に1度の確率の大雨により増水して堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域を平成14年に北海道開発局が公表しました。併せてその区域と浸水したときに想定される最大水深を示した浸水想定区域図を、札幌市などの関係市町村長に通知しました。

札幌市は、浸水想定区域図をもとに避難場所や様々な被害軽減のための情報を記載して「札幌市洪水ハザードマップ」を作成・公表しました。